

別表六（十）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項又は第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。